

徳監第1125号
令和2年2月28日

梶田 道男 様

徳島県監査委員 矢田 等
同 近藤 光 男
同 井関 佳穂理
同 岩佐 義 弘
同 山西 国 朗

徳島県職員措置請求について（通知）

令和2年1月23日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による徳島県職員措置請求については、次の理由により却下する。

第1 請求の要旨

平成26年度から令和元年度（11月30日まで）の間で、徳島県警察本部（以下「警察本部」という。）が執行した一般競争入札のうち、1者応札で落札した件数は次のとおりであり、警察本部警務部拠点整備課によると、1者応札の対応については、決まりに従って執行しているとのことであった。

年度	一般競争入札の総数	1者応札の総数
H26	78	14
H27	82	13
H28	114	18
H29	94	23
H30	104	27
R1	92	29
合計	564	124

平成26年度から令和元年度（11月30日まで）の間で1者応札のA株式会社B支社（以下「A社」という。）が23件落札しており、落札額合計は10億2,428万9,000円、予定価格合計は10億9,274万円、平均落札率は93.7パーセントであった。

同様の業務で、A社を含む2者以上が応札した入札が同期間に7回実施されており、

落札額合計は9,023万6,000円、予定価格合計は1億28万円、平均落札率は90.0パーセントであった。

仮に、1者応札の落札率が90.0パーセントだったとすると、予定価格合計10億9,274万円の90.0パーセントとして、落札額合計は9億8,346万6,000円となり、実際の落札合計額10億2,428万9,000円との差が4,082万3,000円となるため、1者応札では4,082万3,000円の損失が出ていると思われる。

以上のように、1者応札は一般競争入札契約の趣旨と違ってきている。一般競争入札のデメリットばかりが露呈している。

同期間に東部県土整備局〈吉野川庁舎〉が発注した土木工事の一般競争入札のうち、1者応札は5パーセント少々であり、警察本部では一般競争入札の1者応札は、564件のうち124件で、約22パーセントであった。このような結果、警察本部がいかに不適切な入札を執行しているかがわかる。

以上の理由から、人事院発表の懲戒処分の指針、公金官物取扱いについて公金処理不適正の減給又は戒告に値するので、知事に対して、企画書決裁欄に押印している警察本部関係者全員に適正な措置を望む。

(以上、おおむねこのように解する。)

第2 決定の理由

住民監査請求の対象は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実とされており、請求の期間は、法第242条第2項により、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年以内とされている。また、同規定ただし書において、正当な理由があるときはこの限りではないと定められている。

本件請求は、警察本部が執行した一般競争入札のうちA社が参加した入札（以下「本件入札」という。）について、平成26年度から令和元年度（11月30日まで）の間を請求の対象としている。

1 平成26年度から平成30年度までに執行した本件入札について

本件入札に係る請求は、財務会計上の行為の契約の締結又は履行に該当するが、平成26年度から平成30年度までの本件入札は、当該行為があった日から1年を経過しており、また、請求人は、本件請求の中において、請求期間の1年を経過して本件請求に至った正当な理由を示していない。

したがって、平成26年度から平成30年度までに執行した本件入札に係る請求については、請求期間を徒過している。

2 令和元年度（11月30日まで）に執行した本件入札について

一般競争入札は、入札参加資格を満たしている者で入札参加意欲のある者は誰でも参加できるものであり、入札参加者は指名競争入札に比べて不特定多数になることが予想される。そのため、どの程度の入札参加者があるかは、入札を執行するまで正確な数はわからないが、工事概要や入札参加資格を公告により明らかにしており、入札参加意欲のある者が入札に参加するので、入札意欲のある者の入札参加機会は確保さ

れている。したがって、たとえ入札参加者が1者であっても、入札における競争性は確保されていると考えられるので、その場合も入札を行っても差し支えないものとされている。

請求人は、本件請求において、A社が1者入札した平均落札率が、A社を含む2者以上が入札した平均落札率よりも高いこと、また、警察本部の執行した一般競争入札における1者入札の割合が、東部県土整備局〈吉野川庁舎〉の執行した土木工事の一般競争入札における1者入札の割合より高いことを不適切と主張している。

しかしながら、一般競争入札を執行した結果、入札参加者が1者であることをもって不適切であるとは言えず、請求人は、本件請求において、入札執行を違法又は不当とする具体的な理由を示していない。

したがって、令和元年度（11月30日まで）に執行した本件入札に係る請求について、請求人は、財務会計上の行為の違法性又は不当性を摘示しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象とならない不適法なものと判断し、却下する。